

大阪大学ナノサイエンスデザイン教育研究センター  
教育研究設備共同利用要項

センター長 裁定

(目的)

第1条

この要項は、大阪大学ナノサイエンスデザイン教育研究センター（以下、「センター」という。）が管理する教育研究設備（以下「設備」という。）を広く学内共同利用に供することを促進するとともに、学内者が利用することに関して必要な事項を定めるものとする。

(登録設備)

第2条

センターにおいて共同利用に供する設備は、別表1に掲げるとおりとする。

(利用者の資格)

第3条

機器を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 国立大学法人大阪大学（以下「大阪大学」という。）の教職員
- (2) 大阪大学の学生
- (3) 企業等共同研究員等

(設備管理責任者)

第4条

設備ごとの設備管理責任者は、原則として大阪大学固定資産台帳に登録された管理組織に所属する教職員のうちからセンター長が指名した者を充てる。

(利用について)

第5条

設備を利用しようとする者は、所定の様式による利用申請を行い、センター長の承認を得なければならない。

- 2 利用者は、設備の利用にあたっては設備管理責任者の指示に従わなければならない。
- 3 利用者は、設備の利用を終了（中止を含む。）したときは、利用状況等について設備管理責任者に報告しなければならない。
- 4 利用者は、設備利用の際は、事故防止に十分注意を払うものとする。なお、設備利用に伴い、利用者の責に起因して生じた事故については、センターは一切の責任を負わないものとする。

(利用料金について)

第6条

利用者は、当該設備の利用料を納付するものとし、その額は当該設備ごとに別表2に定める額とする。

(目的外利用の禁止)

第7条

利用者は、利用の承認を受けた目的以外に設備を利用、又は第三者に利用させてはならない。

(利用許可の取消)

第8条

利用者が、この要項に違反したとき又はセンターの運営に重大な支障を生じさせたときは、センター長は設備利用の途中であっても当該利用の許可を取り消すことができる。その場合であっても、利用者は利用分に応じた利用料を支払わなければならない。

(損害の弁償)

第9条

利用者は、故意又は過失により設備等を滅失し、毀損し、又は汚染したときは、その損害を弁償しなければならない。

2 やむを得ない事情により利用者に損害が生じた場合であっても、センターはその責を負わない。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、設備の利用に関して必要な事項は、別に定める。

附則 この要項は、令和3年4月1日から施行する。



## 大阪大学ナノサイエンスデザイン教育研究センター教育研究設備共同利用要項第6条の規定に基づく利用料

設 備 名	利用区分	利 用 料		
		項目		(消費税込)
超高精細高精度電子ビーム描画装置	装置使用	ナノ微細加工(本学教員・学生)	1時間	4,000円
		ナノ微細加工(企業等共同研究員等)	1時間	6,000円
		クリーンルーム入室料(1名につき1ヶ月1回以上)	1件	1,000円